
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.95 2018/1/12

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

1月11日、農林水産省は標記プレスリリースを行った。その主な内容は次のとおり。

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

今後、病原性及び NA 亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

また、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約 5.1 万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約 4 万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

同日、食品安全委員会は、本件に関して、次のとおり考え方を公表した。

鳥インフルエンザに関する食品安全委員会の考え方は、以下のとおりです

食品安全委員会は、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

（1）鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染するためには、ヒトの細胞表面の受容体に結合しなくてはなりません。

私達ヒトの受容体はヒト型であり、トリ型とは異なるとされています。

（2）鳥インフルエンザウイルスは酸に弱く、ヒトの体内で胃酸などの消化液により不活化されると考えています。

農林水産省、プレスリリース

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180111_8.html

食品安全委員会、考え方

http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html